

# まちなかサロン利用規約

R2.4.1 版

## 1 まちなかサロンの概要

- (1) 住所 前橋市千代田町二丁目 11-1 鈴木ストアビル 1階
- (2) 備品 テーブル、イス、ピクチャーレール

## 2 利用日・時間

- (1) 利用日 : 通年利用可能。ただし、前橋市事業等が予定される場合は、それらを優先。なお、同一申請者による利用は原則連続7日間を限度。
- (2) 利用時間 : 10:00-18:00 を基本とします。それ以外の時間は応相談。
- (3) 空き状況 : 前橋中心商店街協同組合 WEB ページ (<http://maebashi.info/>) から確認できます。

## 3 利用受付の場所・時間等

- (1) 受付場所 : ①前橋市千代田町二丁目 8-9  
前橋中心商店街協同組合 TEL027-260-6547  
②前橋市千代田町二丁目 8-12  
(公財)前橋市まちづくり公社まちなか分室 TEL027-289-5565
- (2) 受付時間 : ①執務時間内 (不定休 11:00~17:00)  
②執務時間内 (平日 9:30~18:15)
- (3) 受付開始 : 利用希望日の3ヶ月前の月の初日から先着順に行います。

## 4 料金

施設利用料は無料です。

## 5 利用制限

- (1) 個人の私的利益目的でなく、中心市街地活性化に貢献できる利用であること。
- (2) 公序良俗に反する行為や暴力等の不法行為を行う恐れのある人・団体でないこと。
- (3) 政治的又は宗教的色彩を有していないこと。
- (4) その他、物品の販売行為等、管理運営上不適当と認められるもの。

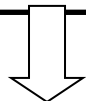
## 6 注意事項

- (1) 騒音等近隣住民に迷惑をかけないように十分注意すること。
- (2) サロン利用で発生したごみは必ず持ち帰ること。
- (3) サロン専用の無料駐車場はないため、公共交通機関の利用や近隣有料駐車場等を利用すること。なお、駐車に関わる料金は、利用者が負担する。
- (4) 広場の周辺道路は交通規制があるため、交通規制に従うこと。
- (5) まちなかサロン利用申込書に虚偽の記載があった場合は、たとえ利用時であっても一般財団法人前橋市まちづくり公社の権限において直ちに利用を停止させることができる。
- (6) 利用に係る者への非常時の安全保障に留意すること。

## 貸し出しまでの流れ

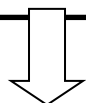
### ○利用希望日時の空き状況の確認

前橋中心商店街協同組合 WEB ページで空き状況を確認  
<http://maebashi.info/karender2/diary.cgi>



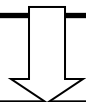
### ○電話申込（仮予約）

前橋中心商店街協同組合 027-260-6547  
または まちづくり公社 027-289-5565 までご連絡ください



### ○利用申込書の提出

まちづくり公社（千代田町二丁目 8-12）に来室・提出  
※利用規約の内容をご説明します



### ○施設の利用（当日）

- (1)前橋中心商店街協同組合が解錠・施錠を行いますので、直接、まちなかサロンにお越しください。
- (2)利用後は、机やイス等を整理整頓し、消灯のうえ退出してください。また、ゴミの持ち帰りにご協力ください。